

みんなで作る党

党規約

第1条（名称）

本党は「みんなで作る党」と称する。

第2条（目的）

本党は、党の綱領及び政策を実現することを目的とする。

第3条（事業）

本党は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①綱領に基づく政策を立案するための政務調査事業
- ②立案した政策を形成・実現するための組織開発・選挙対策事業
- ③党の政策ならびに諸活動を広く普及・発信するための広報事業
- ④その他、本党の目的を達成するために必要な事業

第4条（党員）

本党の党員に関して必要な事項は「みんなで作る党 / 党員規約」に定める。

第5条（議決機関）

- 1 党首は毎年1回の通常総会及び、必要に応じて臨時総会を招集する。
- 2 党首は必要に応じ役員会を招集する。

第6条（役員）

- 1 本党には次の役員を置く。
 - ①党首1名
 - ②会計責任者1名
 - ③監事 3名以内
- 2 本党には必要に応じて次の役員を置くことができる。
 - ④副党首5名以内
 - ⑤幹事若干名

第7条（役員の選出及び任期）

- 1 党首は大津綾香とする。
- 2 前項以外の役員については、別に定める役員選挙規則に基づき党首が任命する。なお、役員の任期は2年とし、辞任と再任を妨げない。

第8条（経費）

本党の経費は、寄附金、事業収入、政党交付金及びその他の収入をもって充当する。

第9条（会計年度及び会計監査）

- 1 本党の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
- 2 本党の決算は、毎会計年度終了後速やかに、監事の会計監査を受けなければならない。

第10条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条（懲戒）

党员への懲戒の種類は以下のとおりとし、その処分は役員会にて決定する。

- ①免職：除名処分・諭旨離党
- ②停職：役職停止処分
- ③戒告：譴責処分
- ④訓告：厳重注意・口頭注意

第12条（補則）

- 1 本規約に定めなき事項については、役員会において決定する。
- 2 党首が死亡した場合及び高度障害等により党首が意思表示をできない場合には、役員会において選出した業務代行者が総会及び役員会を招集することができる。

附則

本規約は、令和5年11月6日より実施する。